ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部改正について（概要）

１．改正理由

（１）食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）の改正に伴う条ずれを改正する。

（２）食品衛生法施行令（昭和２８年８月３１日号外政令第２２９号）の改正により、ふぐの取扱い等に関する条例（昭和５０年千葉県条例第１号）の一部が改正されたことに伴い、規定の整備を行う。

（３）行政手続き等における押印見直し方針の制定及び見直しの実施について（令和３年３月８日付け行革第６４８号及び政法第１４１０号総務部長通知）に基づき、押印等の見直しを行う。

２．改正内容

（１）第１４条中「第５２条第１項」を「第５５条第１項」に改める。

（２）第１４条第２項、第１８条及び別表を削る。

（３）以下の様式について、押印欄等を廃止する。

ア　第１号様式の３　講習会通知書

イ　第１１号　ふぐ営業認証申請書

ウ　第１４号　ふぐ営業認証書再交付申請書

エ　第１５号　ふぐ営業認証申請事項変更届

オ　第１６号　ふぐ営業認証書書換交付申請書

カ　第１６号の２　免許証（認証書）返納届

キ　第１８号　ふぐ営業廃止届

（４）そのほか軽微な規定の整備を行う。

３．施行期日

令和３年８月１日から施行する。

ただし、第１４条の改正規定、第１８条を削り、第１８条の２を第１８条とする改正規定、別表を削る改正規定、別記第１１号様式の改正規定（「第１４条第１項」を「第１４条」に改める部分に限る。）及び別記第１６号様式の２の改正規定（「第１８条の２」を「第１８条」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。